

証券コード 1971

2023年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋富沢町11番12号

中央ビルト工業株式会社

代表取締役社長 齋 藤 健

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.chuo-build.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「中央ビルト工業」又は「コード」に当社証券コード「1971」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋3丁目6番2号
日本橋フロント 6階 AP日本橋 ABルーム
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第72期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

-
- ◎議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は軽装（クールビズスタイル）にて実施いたしますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日ご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめの上ご来場くださいますようお願い申し上げます。開会後に体調がすぐれないようにお見受けされる方につきましては、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合もございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2022年4月 1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され経済活動の正常化に向けた動きが見られたものの、ウクライナ情勢による資源・エネルギー価格の上昇や、急速に進行した円安、中国におけるゼロコロナ政策による都市封鎖、欧米のインフレ加速等の影響から、先行き不透明な状況が続きました。

建設業界においては、前事業年度と同様に災害対策や公共インフラの修繕・整備工事が堅調に推移し、都心部の再開発案件や大型物流施設・大型半導体施設などの民間の設備投資が下支えとなり、当面は底堅い需要が見込まれる一方で、資材価格等の建設費高騰の影響により公共工事の入札不成立が相次ぐなど、厳しい市場環境となりました。

また、住宅業界においては、ウッドショックや鉄骨部材をはじめとする資材価格の高騰に見舞われる中で、持家の着工戸数は前年より減少したものの、貸家需要が堅調に推移したこと等により、2022年の新設住宅着工戸数は前年の水準を維持しました。

このような経済環境におきまして、当事業年度の当社業績は住宅鉄骨事業が好調だったこともあり売上高95億9千2百万円（前期比18.4%増）となりました。一方損益面では、資材価格の高騰や競争激化などの影響による仮設機材事業の利益率の低下などにより経常利益9千2百万円（前期比53.8%減）、また、仮設機材事業に係る固定資産の減損処理を行ったことなどにより当期純損失1億8千1百万円（前期は1億9千2百万円の当期純利益）と大幅な減益となりました。

来期につきましては、仮設機材事業の再建と住宅鉄骨事業の安定化を図ると共に、大幅な売上回復が見込めない環境の中で、利益を残せる会社とすべく抜本的な体質改善に注力します。これらの実現に向け、経営理念である「中央ビルト工業宣言」の下、経営陣及び社員一人一人が会社にとって何をすべきかを考え、会社を変えていくことに全力を挙げていく所存でございます。

株主の皆様におかれましては一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当期の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきますと存じます。

部門別の状況は以下の通りであります。

仮設機材事業

仮設機材事業につきましては都心部を中心とした再開発工事、地方を中心とした大型物流施設・大型工場施設建設などでの需要により全国的に資材不足となりました。

仮設機材の販売では材料価格・エネルギー価格の高騰に伴う価格改定の影響で各需要家とも投資に対し慎重な姿勢をとっておりますが、当社においては大手リース会社が不足材の補填をした影響もあり売上高が前年比22.3%増となりました。賃貸においては物件の大型化に伴い稼働は予想より高く推移したものの、価格競争の激化により売上高は前期比2.8%増にとどまり、仮設機材事業全体として売上高28億4千1百万円（前期比8.8%増）となりました。

住宅鉄骨事業

住宅鉄骨事業につきましては、都市部の大型物件などの堅調な需要に支えられ、生産量が増加したことにより、売上高67億5千万円（前期比22.9%増）となり、過去最高の売上高となりました。

<事業別の売上高>

事業区分	第71期 (2022年3月期)		第72期 (2023年3月期)		前期比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
仮設機材事業	2,610	32.2	2,841	29.6	230	8.8
住宅鉄骨事業	5,493	67.8	6,750	70.4	1,257	22.9
合計	8,104	100.0	9,592	100.0	1,487	18.4

②設備投資等の状況

当事業年度においては、仮設機材部門での新規賃貸機材投資3億7千1百万円、仮設機材部門及び住宅鉄骨部門の製造設備更新等2億6百万円、合計5億7千8百万円の設備投資を行いました。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第69期	2020年度 第70期	2021年度 第71期	2022年度 (当事業年度) 第72期
売上高(百万円)	7,231	7,947	8,104	9,592
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	104	△348	200	92
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	145	△1,021	192	△181
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	61.96	△434.39	81.71	△77.32
総資産(百万円)	8,507	7,723	8,525	9,130
純資産(百万円)	3,539	2,458	2,650	2,450
1株当たり純資産額(円)	1,504.94	1,045.61	1,127.38	1,042.09

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度から適用しており、2021年度以降に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③その他

重要な業務提携の状況

相手先	契約内容
旭化成ホームズ株式会社	製品の製造受託に関する業務提携

(4) 対処すべき課題

今後の日本経済は新型コロナウイルス感染症に対する規制緩和の影響により景気の回復が期待される一方で、エネルギー価格や資材価格の高騰などの影響により引き続き先行き不透明な状況が続くと思われませんが、当社の依存する建設業界では都心部の再開発工事、災害に備えるインフラ関連工事が見込まれ、仮設機材事業の業績回復に繋げるべく、製販一体となって取り組んでまいります。住宅鉄骨事業はさらなる生産増大に対応すべく環境整備を計画的に進め、事業計画を達成すべく取り組んでまいります。

具体的には次の事項に注力、対処してまいります。

①仮設機材事業の業績回復

販売事業において、他社との競争力を付けるためにはなお一層のコストダウンを図らなければなりません。材料・燃料費等の高騰により内製でのコストダウンによる効果は限定的であり、海外も含めたOEM製造の委託先を増やすことで活路を見出してまいります。

商品開発の分野においては「顧客のニーズに寄り添う」ことを徹底し、共同開発等に注力して新商品開発を進めてまいります。また、販売推進部の人員を増やすことで新規顧客の開拓に注力すると共に、顧客の生の声を収集・分析し、技術商品開発部と一体となり価値のある商品開発に結び付けてまいります。

賃貸事業においては、現場単価が下落し売上げの大幅アップが難しい状況下、全国の機材を管理する機材統括部を本社に配置し、全国の受注状況や稼働状況を一元管理し、保有資材の有効活用と適時適切な投資を行うことでコストダウンにつなげ、利益の最大化を図ってまいります。

また、旭化成グループであることを有効活用し新規取引先を増やすべく、連携をより一層強化してまいります。

②住宅鉄骨事業の取り組み

より一層の品質管理の徹底に取り組むとともに、HBS（ヘーベル・ビルズ・システム）向け鉄骨製品の生産量増加に応じた設備対応や人員の増強に努めてまいります。

③内部統制及び法令遵守の強化

全社員に対し守るべきルールについて事例等を活用して内部監査室が中心となり教育を行い理解の深耕に努め、引き続きコンプライアンスの強化に努めてまいります。

④財務体質の強化

不稼働資産処分の方の更なる推進と、投資対効果の観点から厳正に精査した投資により資産の効率化を図り、また各部門における生産性の向上と利益率の改善を図ることで財務体質を強化し、安定的かつ機動的な資金調達を行ってまいります。

⑤スタンダード市場 上場維持基準の適合

当社は2022年4月4日付けで東京証券取引所スタンダード市場へ移行いたしました。流通株式時価総額が上場維持基準を充たしておらず、「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出いたしました。引き続き、上場維持基準の適合に向けて、「企業価値の向上」「IR活動の活性化」「流通株式比率の向上」に取り組んでまいります。

2021年5月に策定した中期経営計画の2年目を終えて全社での売上は計画達成となりましたが、経常利益は未達となりました。来期も引き続き厳しい事業環境が継続するものと予想されますが、グループ企業との連携を強化し、全社一丸となって業績向上に邁進してまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き一層の御支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

①土木・建築用仮設機材の製造、販売並びに賃貸

②各種省力化型枠工法の設計、施工並びに関連部材の製造、販売及び賃貸

③住宅用鉄骨部材の加工及び販売

2001年3月8日 登録番号0883号 J I S Q9001 : 2015/
I S O 9001 : 2015

(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

本 社 東京都中央区日本橋富沢町11番12号

支 店 東北（宮城県）、中部（愛知県）、関西（大阪府）
広島、九州（福岡県）

工 場 千葉、名古屋（愛知県）

機材センター 仙台（宮城県）、千葉、厚木（神奈川県）
名古屋（愛知県）、関西（京都府）、広島、福岡
北九州（福岡県）

(7) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84名(39名)	+17名(+10名)	47.3歳	9.1年

- (注) 1. 使用人数は就業員数（社外から当社への出向者を含む）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、社外から当社への出向者を除いて算出しております。
3. 当事業年度における就業員数の増加は中途採用に加え9名の有期雇用契約従業員を正社員登用したことによるものです。
4. 当事業年度におけるパート及び嘱託社員の増加は派遣従業員等の直接雇用によるものです。

(8) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社 きらぼし 銀行	730
株式会社 商工組合中央金庫	550
株式会社 みずほ 銀行	548
三井住友信託銀行株式会社	447
株式会社 りそな 銀行	429
株式会社 北陸 銀行	300
株式会社 千葉 銀行	293
株式会社 百十四 銀行	242
株式会社 常陽 銀行	200
株式会社 三菱UFJ 銀行	142
株式会社 京都 銀行	130
日本生命保険相互会社	100
明治安田生命保険相互会社	27

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年3月31日現在）

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,378,740株 |
| (3) 株主数 | 2,094名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
旭化成ホームズ株式会社	770千株	32.8%
アルインコ株式会社	221	9.4
日鉄建材株式会社	96	4.1
遠藤晶久	73	3.1
高梨嘉嗣	71	3.0
大日メタックス株式会社	44	1.9
磯貝實	37	1.6
三井住友信託銀行株式会社	34	1.5
松井証券株式会社	25	1.1
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	23	1.0

- (注) 1. 当社は、自己株式を27,607株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤 健	
取締役	城戸 信介	住宅鉄骨本部長 兼 仮設機材 製造・商品開発本部管掌
取締役	松澤 範生	経営統括本部長
取締役	小山 剛和	仮設機材営業本部長
取締役 常勤監査等委員	加藤 雅教	
取締役 監査等委員(社外)	岡本 直也	弁護士
取締役 監査等委員(社外)	実野 現	弁護士

- (注) 1. 取締役監査等委員加藤雅教氏は、他社での営業本部長としての管理業務経験、監査役等の経験を有しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために加藤雅教氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 2022年6月24日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、取締役庄野豊氏は任期満了により退任いたしました。
4. 当社は、取締役岡本直也、実野現の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員を含む）及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

- ・役員報酬の基本方針は、株主との価値共有や株主重視の経営意識を高める制度とし、当社の企業価値向上に向けた経営陣の業績責任を明確にできるものとし、当社の持続的成長に向けたインセンティブとして機能するものとする。
- ・当社の業務執行取締役の報酬体系は、『固定報酬』と『業績連動報酬』で構成され、固定報酬は毎月定額を支給しており、役位、職責、在任年数、貢献度に応じて他社水準、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定することとする。
- ・業績連動報酬等は、各事業年度毎の営業利益の目標値に対する達成度合い、従業員給与の水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することとする。尚、非金銭報酬の支給は行わないものとする。
- ・業務執行取締役の個人別の報酬等の種類毎の比率は、下表の通りとする。

	下限時	標準時	上限時
固定報酬	100%	75%	60%
業績連動報酬	0%	25%	40%

※固定報酬の額は、常に一定額であり、下限時、標準時、上限時で増減は無い。

- ・社外取締役の報酬体系は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみを毎月定額で支給することとする。
- ・取締役監査等委員の報酬体系は、取締役の業務執行に対する監査の職責を担うという観点から固定報酬のみを毎月定額で支給することとしており、報酬額の決定は監査等委員会で決定することとする。

- ・監査等委員以外の取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行き渡るよう、報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定しなければならないこととする。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	28 (-)	24 (-)	4 (-)	5 (-)
取締役 監査等委員 （うち社外取締役）	17 (7)	17 (7)	- (-)	3 (2)
合 計	46	41	4	8

- (注) 1. 上記は、2022年6月24日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の支給額には、社外から当社への出向者（1名）に対する当社から出向元を支払う金額の役員報酬分を含めております。
4. 業績連動報酬に係る業績指標は営業利益の目標値に対する達成度合いであり、目標値1億3千2百万円に対し、実績は1億2百万円となっております。当該指標を選択した理由は、営業活動の成果が顕著に表れるためであります。
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第65回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。
6. 取締役監査等委員の報酬限度額は2016年6月24日開催の第65回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役監査等委員の員数は3名です。
7. 上記の支給額には、当事業年度における取締役（監査等委員を除く）3名に対する役員賞与引当金の繰入額4百万円が含まれております。
8. 取締役会は、代表取締役社長齋藤健に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。
9. 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 監査等委員 岡本 直也	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門知識・経験に基づき適宜必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、監査等委員会においても、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された各委員会それぞれ1回に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 監査等委員 実野 現	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門知識・経験に基づき適宜必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、監査等委員会においても、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された各委員会それぞれ1回に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

UHY東京監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などの妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月24日の取締役会において、内部統制に関する基本方針について決議し、2016年6月24日の取締役会において一部改正いたしました。その概要は、次の通りです。

1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、高い企業倫理と社員倫理を保ち、社会人としての良識と責任をもって行動ができるように「コンプライアンス・プログラム」を導入し、「中央ビルト工業株式会社社役職員行動規範」を定めている。また、その徹底を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。更に、法令上疑義ある行為について直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

②取締役の職務執行については原則として月1回開催される取締役会において報告され、法令遵守による業務執行の周知徹底を図るとともに、各取締役の業務執行状況について相互牽制機能が働く体制をとっている。適時開催されている役員会及び部店長会議の場でもトレース、チェックを行う体制を敷いている。また、監査等委員会においてもその職責に基づき取締役及び使用人の職務執行に関する法令遵守を検証する体制をとっている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」「情報システム管理基準」に基づき、適切且つ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて適切な保存期間を定め期間中は閲覧可能な状態を維持するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は社長を委員長とするリスク検討委員会を設置し定例的にリスクの検討・評価・対策等を管理、監督している。

②不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、原則として月1回の定例取締役会及び適時臨時取締役会を開催し、経営の基本方針並びに重要な業務執行を決定するとともに、取締役の業務執行状況の監督等を行うものとする。
 - ②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
 - ③中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、取締役及び各事業部門長により構成された部店長会議において、定期的に各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - ①監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
 - ②当該使用人が他部署の使用人と兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。
6. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役及び使用人は会社の業務または業績に与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または会社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。なお、前記に拘らず、監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。
 - ②監査等委員会は、策定した監査方針に従って、取締役会や幹部会などの重要な会議に出席し、意見具申や取締役の業務執行状況の監督を行うほか、稟議を始めとする重要書類の閲覧、本社各部門及び支店・営業所の業務監査を積極的に実施し、業務執行の適法性・妥当性に関する

るチェックを行い、取締役会に監査結果につき報告を行うものとする。また会計監査人と情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。

7. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当該報告者に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨取締役及び使用人に周知徹底している。

8. 監査等委員の職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

9. その他監査等委員会監査が実効的に実施されるための体制

①代表取締役は、監査等委員会と定期的な意見交換会を実施するとともに、常勤監査等委員へ適宜必要な情報を提供し、監査等委員会との活発な意思の疎通を図っている。

②監査等委員の職務の遂行にあたり、監査等委員が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家との連携を図ることのできる環境を整備している。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況について

内部統制システムの運用状況につきましては、基本方針及び年度監査計画に基づき内部監査室による整備及び運用状況のモニタリングを実施し、その内容については監査等委員会に報告しております。内部統制システムの運用上検出された問題点等については、是正・改善状況並びに再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また役職員行動規範を定め、取締役及び全ての従業員に対し周知徹底を図り、内部通報制度規程を定め業務に関する法令違反行為等を外部機関（弁護士）に通報する義務を課し、取締役会は内部通報制度の運用状況を監視しています。常勤監査等委員は監査等委員会監査の他に取締役会や幹部会などの社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,621,010	流 動 負 債	4,570,677
現金及び預金	1,196,694	支払手形	666,749
受取手形及び売掛金	1,990,469	買掛金	1,387,370
棚卸資産	1,375,484	短期借入金	1,700,000
前払費用	17,378	1年内返済予定の長期借入金	559,644
未収入金	36,790	リース債務	16,112
その他	4,193	未払金	592
固 定 資 産	4,509,040	未払費用	174,820
有 形 固 定 資 産	4,215,226	未払法人税等	6,416
建物	275,254	契約負債	15,125
構築物	178,636	預り金	10,799
機械及び装置	71,754	前受収益	6,507
貸与資産	625,917	賞与引当金	22,183
車両運搬具	5,267	役員賞与引当金	4,356
工具、器具及び備品	34,905	固 定 負 債	2,109,275
土地	2,881,847	長期借入金	1,882,662
リース資産	46,783	長期預り金	4,763
建設仮勘定	94,860	リース債務	45,300
無 形 固 定 資 産	59,297	退職給付引当金	146,675
ソフトウェア	57,053	資産除去債務	29,874
水道施設利用権	878	負 債 合 計	6,679,953
電話加入権	1,365	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	234,502	株 主 資 本	2,450,097
投資有価証券	200	資本金	508,000
長期前払費用	975	資本剰余金	758,543
繰延税金資産	21,057	資本準備金	758,543
差入保証金	209,271	利益剰余金	1,211,460
その他	3,011	その他利益剰余金	1,211,460
資 産 合 計	9,130,051	繰越利益剰余金	1,211,460
		自 己 株 式	△27,906
		純 資 産 合 計	2,450,097
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,130,051

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
製 品 売 上 高	7,594,903	
商 品 売 上 高	150,706	
賃 貸 収 入	1,846,645	9,592,256
売 上 原 価		
製 品 売 上 原 価	7,111,900	
商 品 売 上 原 価	102,884	
賃 貸 原 価	1,556,600	8,771,386
売 上 総 利 益		820,869
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		718,020
営 業 利 益		102,849
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8	
受 取 地 代 家 賃	4,658	
受 取 助 成 金	2,099	
そ の 他	2,396	9,163
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,019	
そ の 他	454	19,473
経 常 利 益		92,540
特 別 損 失		
減 損 損 失	249,322	249,322
税 引 前 当 期 純 損 失		156,781
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,029	
法 人 税 等 調 整 額	13,991	25,020
当 期 純 損 失		181,801

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	508,000	758,543	758,543	1,412,073	1,412,073	△27,814	2,650,802	2,650,802
当 期 変 動 額								
剰余金の配当				△18,810	△18,810		△18,810	△18,810
当期純損失(△)				△181,801	△181,801		△181,801	△181,801
自己株式の取得						△91	△91	△91
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	△200,612	△200,612	△91	△200,704	△200,704
当 期 末 残 高	508,000	758,543	758,543	1,211,460	1,211,460	△27,906	2,450,097	2,450,097

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式以外のもの 時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
時価法を採用しております。
- (2) デリバティブ
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
製品、仕掛品、原材料、貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。
- (4) 固定資産の減価償却方法
有形固定資産 定額法によっております。
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
建 物 2年～31年
構 築 物 2年～35年
機 械 及 び 装 置 2年～10年
貸 与 資 産 5年
無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
(リース資産を除く) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、原則として残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、残価保証がある場合は、これを残存価額としております。
リース資産
- (5) 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金 従業員の賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
役員賞与引当金 役員の賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (6) 収益及び費用の計上基準
当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。
ステップ1：顧客との契約を識別する
ステップ2：契約における履行義務を識別する
ステップ3：取引価格を算定する
ステップ4：取引価格を契約における履行義務に分配する
ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する
当社は仮設機材の販売・賃貸と住宅用鉄骨部材の受注加工を収益部門の軸として事業展開を行っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、該当財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね6ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品	617,207千円
仕掛品	375,264千円
原材料及び貯蔵品	383,013千円
棚卸資産評価損	△5,075千円

(注) 棚卸資産評価損は戻入との純額を記載しております。(△は戻入額)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、取得原価と当事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。

営業循環過程から外れた棚卸資産については、その保有期間に応じた一定の基準により定期的に帳簿価額を切り下げる方法により評価する一方、それ以外の仕様変更等により収益性の低下が見込まれる棚卸資産については、将来の販売計画及び使用見込み等を鑑みて評価損の計上を行っております。

今後の市場環境の悪化等により将来の使用見込み等に変化が生じた場合には、追加の棚卸資産の評価損が計上される可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	249,322千円
有形固定資産	4,215,226千円
無形固定資産	59,297千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準として資産のグルーピングを行っており、減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された固定資産に関して、減損損失の判定を行っております。加えて、過去の売上実績や将来の販売見込み等を勘案して、特定の品種に減損の兆候が見られた場合には、当該品種ごとにグルーピングを行ったうえで減損損失の判定を行っております。

減損の兆候があり、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失の認識及び測定にあたり、その時点における合理的な情報等を基に将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。その見積りには、資産の残存耐用年数や将来のキャッシュ・フローの予測、割引率等の前提条件を使用しており、事業計画や経営環境の悪化等により、その見積りの前提とした条件や仮定に変動が生じ回収可能価額が減少した場合、固定資産の減損処理が必要となる可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 21,057千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の業績予測に基づいて課税所得を見積り、かつ実現可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異に対して計上しております。

当事業年度においては、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針における課税所得見通しの分類4に該当し、繰延税金資産の総額424,237千円からスケジューリング不能な将来減算一時差異及び繰越欠損金に係る評価性引当金403,180千円を控除した金額であります。

繰延税金資産の金額の算出において重要となる将来の業績予想は、翌事業年度の予算及び中期事業計画による合理的な仮定に基づき見積ることとしております。

課税所得を見積るに当たって、前提とした条件や仮定に変更が生じ、その見積額が減少した場合には、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,758,867千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 810,563千円
短期金銭債務 992,033千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高 6,784,448千円
仕入高 4,318,894千円
土地の受取賃貸料 40,734千円
経費支払高 398,133千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減損損失
仮設機材事業部	事業用資産	土地、建物及び構築物等	249,322千円

当社は、原則として、事業用資産については事業別にグルーピングを行い、遊休資産については個別に資産のグルーピングを行っております。

当社は、事業用固定資産における収益性の低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識すべきであると判断された資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に249,322千円計上いたしました。その内訳は、土地188,514千円、建物25,196千円、構築物24,262千円、機械及び装置8,300千円、ソフトウェア3,048千円であります。

なお、回収可能価額は貸与資産については正味売却価額により評価し、土地については主として不動産鑑定評価額により算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,378,740	—	—	2,378,740

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	27,446	161	—	27,607

(注) 当事業年度の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

1. 配当金支払額

2022年6月24日開催の第71回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 18,810千円
- ・1株当たり配当金額 8円00銭
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月27日

2. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの無配のため、該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	44,912千円
賞与引当金	6,792千円
資産除去債務	7,091千円
棚卸資産評価損	5,559千円
繰越欠損金	189,494千円
減損損失	162,235千円
その他	8,152千円
繰延税金資産小計	424,237千円
評価性引当額	△403,180千円
繰延税金資産の総額	21,057千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金等に係る顧客の信用リスクは、信用程度規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の用途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。長期借入金のなかには変動金利のものがあり、金利の変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金及び預金、受取手形、売掛金、営業未収入金、支払手形、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(2, 442, 306)	(2, 430, 885)	△11, 420

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません。	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
該当事項はありません。	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません。	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	2, 430, 885	—	2, 430, 885
負債計	—	2, 430, 885	—	2, 430, 885

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
その他 の関係 会社の 子会社	旭化成住工 株式会社	滋賀県 東近江市	2,820,000	住宅部材の 総合生産	—	なし	住宅部材 の製造受 託	製品の 販 売	6,750,741	売掛金	790,025
								材料の 仕 入	4,318,287	買掛金	986,155
								給 与 負担金	36,546	未払費用	3,045

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 製品の販売は、総原価を勘案した価格交渉のうえ、適正な価格、取引条件により行っております。
- (2) 材料の仕入は、市場価格を勘案した価格交渉のうえ、適正な価格、取引条件により行っております。

9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	仮設機材事業	住宅鉄骨事業	
売上高			
仮設機材販売	994,868	—	994,868
仮設機材賃貸	812,213	—	812,213
住宅鉄骨販売	—	6,750,741	6,750,741
顧客との契約から生じる収益	1,807,081	6,750,741	8,557,823
その他の収益	1,034,432	—	1,034,432
外部顧客への売上高	2,841,514	6,750,741	9,592,256

(注) その他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づいて認識している賃料等が含まれております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
 契約負債は主に、財又はサービスの提供前に顧客から受け取った対価であります。
 顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権	
期首残高	847,926千円
期末残高	1,257,411千円
契約負債	
期首残高	17,307千円
期末残高	15,125千円

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,042円09銭
1株当たり当期純損失	77円32銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純損失	181,801千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純損失	181,801千円
普通株式の期中平均株式数	2,351,190株

普通株式の期中平均株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

資本金の額の減少

当社は2023年5月19日開催の取締役会において、2023年6月23日に開催予定の当社第72回定時株主総会に、下記の通り資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1) 減資の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うことといたしました。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金の額

資本金の額508,000,000円を408,000,000円減少して、100,000,000円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額408,000,000円的全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少の日程

① 取締役会決議日	2023年5月19日
② 定時株主総会決議日	2023年6月23日（予定）
③ 債権者異議申述最終期日	2023年7月31日（予定）
④ 減資の効力発生日	2023年8月1日（予定）

(4) 今後の見通し

本件は純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式数の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

なお、上記の内容につきましては、2023年6月23日開催予定の定時株主総会において、資本金の額の減少に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

中央ビルト工業株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員	公認会計士	安 河 内 明
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	鹿 目 達 也
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央ビルト工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において事業及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。尚、監査上の主要な検討事項については、UHY東京監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

中央ビルト工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	加藤	雅教	Ⓔ
監査等委員	岡本	直也	Ⓔ
監査等委員	実野	現	Ⓔ

(注) 監査等委員岡本直也及び実野現は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものがあります。

1. 減少すべき資本金の額

資本金508,000,000円のうち408,000,000円を減少し、100,000,000円といたします。

2. 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額408,000,000円の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

3. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年8月1日（予定）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、指名諮問委員会の答申を経ております。また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	さいとう けん 齋藤 健 (1965年4月10日生)	2005年4月 当社入社 2009年5月 機材営業本部東京支店 営業一部長 2013年4月 執行役員機材営業本部 東京支店営業部長 2013年6月 執行役員機材営業本部 副本部長兼東京支店長 2014年6月 取締役機材営業副本部長 兼東京支店長 2015年4月 取締役技術商品開発本部長 2018年4月 取締役技術商品開発本部長 兼製造本部長 2018年8月 取締役技術商品開発本部長 兼第2製造本部長 2019年4月 取締役技術商品開発本部長 兼第2製造本部長兼名古屋工場長 2019年6月 常務取締役技術商品開発本部長 兼第2製造本部長兼名古屋工場長 2020年4月 常務取締役仮設機材事業本部長 2020年6月 代表取締役社長 兼仮設機材事業本部長 2021年4月 代表取締役社長 2023年4月 代表取締役社長 兼 仮設機材 製造・商品開発本部管掌 (現任)	4,600株
取締役候補者とした理由 当社営業部門、商品開発部門および製造部門における豊富な経験を有し、これらの経験、実績を活かし当社経営を担うことを期待できるため取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	きど しんすけ 城戸 信介 (1957年5月1日生)	1982年4月 旭化成株式会社入社 2008年6月 旭化成エレクトロニクス株式会社 企画管理部長 2012年4月 同社取締役兼執行役員 2014年4月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 2015年4月 旭化成株式会社 社長付 2015年6月 同社常勤監査役 2019年6月 旭化成ホームズ株式会社 人事部付 (現任) 当社取締役住宅鉄骨事業本部長 2022年4月 当社取締役住宅鉄骨本部長 兼 仮設機材 製造・商品開発本部管掌 2023年4月 当社取締役住宅鉄骨本部長 (現任)	一株
取締役候補者とした理由 メーカーにおける豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらの経験、実績を活かし当社経営を担うことを期待できるため取締役候補者といたしました。			
3	まつぎわ のりお 松澤 範生 (1965年11月30日生)	1988年4月 株式会社富士銀行入行 (現株式会社みずほ銀行) 2009年1月 同行九段二部付参事役 2011年1月 同行職域営業部東日本営業室長 2015年7月 同行リテール法人営業推進部参事役 2018年5月 同行法人業務部参事役 2020年8月 同行小舟町第二部付参事役 当社仮設機材事業本部東京支店長 2021年4月 当社入社 経営統括本部長 2021年6月 当社取締役経営統括本部長 (現任)	300株
取締役候補者とした理由 前職の銀行業務における豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらの経験、実績を活かし当社の経営を担うことを期待できるため取締役候補者と致しました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	こやま まさかず 小山 剛 和 (1970年7月18日生)	2005年9月 当社入社 2012年4月 機材営業本部東京支店営業部長 2018年4月 機材営業本部東京支店長 2019年4月 機材営業本部執行役員東京支店長 2020年4月 機材営業本部執行役員関西支店長 2021年4月 機材営業本部執行役員 関西・九州統括部長 2022年4月 執行役員仮設機材営業本部長 2022年6月 取締役仮設機材営業本部長 (現任)	1,800株
取締役候補者とした理由 当社営業部門における豊富な経験を有し、これらの経験、実績を活かし、当社経営を担うことを期待できるため取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各氏が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次の通りであり、比留間正宏氏は現任の監査等委員である取締役加藤雅教氏の補欠としての社外取締役候補者、田中宏明氏は現任の監査等委員である社外取締役岡本直也氏、並びに実野現氏の補欠としての社外取締役候補者であります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことが出来るものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ひるま まさひろ 比留間正宏 (1958年11月29日生)	1982年4月 旭化成ホームズ株式会社入社 2016年4月 同社コンプライアンス・RC推進本部 本部長 2017年4月 同社コンプライアンス・RC推進部 部長 2019年4月 同社RC管理部 部長 2020年4月 株式会社森組 執行役員CSR統括部長 2020年6月 同社 取締役執行役員CSR統括部長 2021年4月 同社 取締役 2021年6月 旭化成ホームズ株式会社 RC管理部 2022年4月 同社サステナビリティ企画推進部 安全・品質管理室(現任)	一株
補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要			
住宅メーカーにおける豊富な経験と幅広い知識を有しており、また、建設業界で取締役として経営に関与した経験を持ち、これらの経験・実績を活かすことで当社の経営と監査体制の強化を期待できるため補欠の社外取締役候補者いたしました。同氏が選任され就任した場合、特にコンプライアンス強化、CSRなどの観点から、経営に対する積極的な発言、監査を実施していただくことを期待しております。			
2	たなか ひろあき 田中宏明 (1988年3月20日生)	2014年8月 岡本政明法律事務所入所 (現任) 2014年9月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 登録番号50278	一株
補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要			
直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待できるため補欠の社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任され就任した場合は指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に際し、客観的・中立的な立場で関与していただく予定です。			

- (注) 1. 補欠の監査等委員である各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 比留間正宏、田中宏明の両氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は各氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
5. 田中宏明氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場のご案内

(会場)

東京都中央区日本橋3丁目6番2号

日本橋フロント 6階 AP日本橋 ABルーム



〈最寄駅〉 東京メトロ銀座線 日本橋駅 B1出口から徒歩2分

JR線 東京駅 八重洲中央口から徒歩5分